

介護職員等特定処遇改善加算額の支給について

介護職員等特定処遇改善加算額（以下、「特定加算額」という。）を下記のとおり支給する。

（特定加算額）

1. 特定加算額は、全職員に毎月の給与・賞与にて「処遇改善手当」として支給する。
2. 特定加算額の賞与は、支給日に在職している職員に支給する。
3. 特定加算額の配分対象となるグループは次のとおりとする。
 - （1）経験・技能のある介護職員（生活支援員含む。）（以下、「A」という。）
介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員（生活支援員含む。）と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員（生活支援員含む。）を基本としつつ、当該職員の業務や技能を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。
 - （2）他の介護職員（生活支援員含む。）（以下、「B」という。）
経験・技能のある介護職員を除く介護職員とする。
 - （3）その他の職種職員（以下、「C」という。）
介護職員（生活支援員含む。）以外の職員とする。
4. 特定加算額の事業所の配分方法は、次のとおりとする。

高齢保健福祉部と障がい保健福祉部は、各々の支給基準に定める額とする。

 - （1）原則3グループの配分方法は、A：B：C＝2：1：0.5の配分とする。
5. 支払方法は、職員の給与振込口座に支給日に支払う。

株式会社 誘喜
代表取締役 石破 佑実子